

串間市公告第3号

地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成したので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により、下記のとおり公告・縦覧する。

令和7年1月16日

串間市長 島田 俊 光



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画（案）を作成した地区

- (1) 笠祇地区
- (2) 高松地区
- (3) 千野地区
- (4) 西前地区
- (5) 白石4区
- (6) 市上地区
- (7) 三幸ヶ野地区
- (8) 大島堰北部地区
- (9) 桂原地区
- (10) OH道地区
- (11) 一氏・射場地野地区
- (12) 大束原地区：大字奈留・大平
- (13) 古竹地区
- (14) 大納地区
- (15) 崎田地区
- (16) 大束原地区：大字串間
- (17) 園田・平原・西ノ園・堂園・烏帽子野地区
- (18) 胡桃ヶ野・高則・揚原地区
- (19) 大矢取・赤池・真萱・大重野地区
- (20) 田ノ野地区
- (21) 大束原地区：矢床・家畜市場・大束小周辺
- (22) 樋口地区

2 縦覧場所

串間市役所の掲示板及び農業振興課

3 縦覧期間

令和7年1月17日～令和7年1月30日

4 意見の申し立て

各計画の案に対する意見については、別添の地域農業経営基盤強化促進計画の案についての意見書を記載の上、串間市農業振興課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。